

○ 神戸市防災会議条例

昭和 38 年 4 月 1 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、神戸市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 神戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長、副会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長、副会長及び 70 人以内の委員をもつて組織する。

第 4 条 会長は、市長をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、副市長をもつて充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 兵庫県知事の部内の職員
- (3) 兵庫県警察の警察官
- (4) 市長の部内の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

6 前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(幹事)

第 6 条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 7 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(議事等)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 6 月 3 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 108 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(水防協議会条例の廃止)

2 神戸市水防協議会条例(昭和 25 年 9 月条例第 200 号)は、廃止する。

(水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神戸市水防協議会条例第 4 条の任期を有している委員は、同条の規定にかかわらず、その時においてその職を失うものとする。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 79 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 65 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 2 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期に係る特例)

2 第 1 条の規定による改正後の神戸市防災会議条例第 4 条第 5 項第 8 号の委員(平成 26 年 6 月 9 日までに委嘱される者に限る。)の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、同日までとする。

## ○ 神戸市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市防災会議条例（昭和38年4月条例第2号）第9条の規定に基づき、神戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 防災会議は、防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

3 防災会議に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって意見を述べることができる。

4 防災会議は、必要な場合には、書面において開催することができる。

(専決処分等)

第3条 急を要する場合、次に掲げる事項については、会長がこれを専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 災害対策本部の設置について、市長に意見を述べること。

(4) その他軽易な事項

2 一部特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。

3 会長は、前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 防災会議の幹事をもって、幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、防災会議において委任された事項を処理し、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行なう。

(常任幹事)

第5条 幹事会に常任幹事若干人を置く。

2 常任幹事は、会長が指名する。

3 常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。

(準用規定)

第6条 第2条（第1項を除く）の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第7条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和38年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。